

雇用保険の手続きについて

休業を余儀なくされた方について

震災により雇用される事業所（ ）が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に対して、生活の安定を図るために雇用保険失業給付の基本手当を支給する特例措置を実施します。

災害救助法に指定されている地域に所在する事業所が適用対象となります。宮城県は、県下全市町村全てが対象です。

雇用保険受給者の弾力的取扱いについて

震災のために指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できない場合は、ハローワークに申し出ることにより、失業の認定日を変更する措置を行います。

また、他のハローワークで失業の認定を受けることを希望される方は、他のハローワークでも失業の認定を受けることができます。

詳しくは各ハローワーク又は宮城労働局職業安定課（ ☎022-299-8061 ）までお問い合わせください。